

東山道が果たした役割と地方の地域社会発展に及ぼした影響について
その1 大化改新から平安時代末期まで

正会員 足利工業大学 福島 二郎
正会員 足利工業大学 西片 守

On the Tosendo, about the Functional parts and Influences
with a Development of a Social-Community.

Part I. From the Reformation of the Taika Era,
to the Last period of Heian-Age.

By Jiro FUKUSHIMA and Mamoru NISHIKATA.

(概 要)

本研究は、大化改新から江戸時代までの東山道を取りあげ、その果たしてきた役割を時代ごとに明らかにすると共に、地方の地域社会発展にどのような影響を及ぼしたかを、栃木県足利市を例としてとりまとめたものである。

今回は第一回目の報告として、大化改新から平安時代までを取りあげたが、この時代における東山道は国家統一・中央集権的支配体制の確立を目的としたものであり、その機能は次の3項目に大別することができる。

1. 東国以東の地域を中央支配体制の中に組み入れるための軍事的目的
2. 中央の経済基盤を固めるための物資(調庸)輸送
3. 精神的支配を目的とした仏教の普及

本稿では、この3つの機能についての裏付けを、古代政治・制度等との関わりから明らかにすると共に、中央と地方との媒介としての東山道によって、その経路に位置した足利がどのような変貌を遂げていったかを述べた。(古代・道路・開発効果)

1. はしがき

我が国の古代から近代に至る歴史は、主に武力を中心とした為政者による統一国家建設の歴史である。それは、のちに大和朝廷と呼ばれる畿内豪族による連合政権や、鎌倉幕府から江戸幕府に至る武家政権の交替、さらに明治政府樹立等からもうかがい知ることができる。このような統一国家・政権を維持するためには、幅広い情報網とより迅速な通信網が必要であり、そのことが道路網整備を促す大きな契機であったと思われる。即ち体制維持と道路とは密接な関係にあったのである。同時に道路は、技術の伝播・文化の交流という機能をも有しており、沿道の地域社会発展にも大きな影響を及ぼした。

本研究ではこのような経緯を踏まえ、道路機能の時代的変遷と地域社会へのインパクトに着目し、古代から江戸時代までの東山道を取りあげ、東山道の果たした機能を時代ごとに明らかにすると共に、地方の地域社会発展に及ぼした影響を、東山道の経路に位置した栃木県足利市を例として考察したものである。今回は第1報として、大化改新から平安時代までを取りあげた。

2. 東山道の概要と時代背景

初期大和朝廷と呼ばれる政権が河内平野・大和盆地に根をおろしたのは3世紀末から4世紀初頭であり、朝鮮進出など内外に飛躍の活況を呈したのは4世紀後半から5世紀初頭にかけてであった¹⁾。その後朝鮮半島との確執・内乱等の政情不安の時代を経て、6世紀中葉に推古朝を迎える。この推古朝が、所謂中央集権的な官僚体制の胎動期であり²⁾、内政的には冠位十二階の制定（603年）、十七条憲法の公布（604年）、対外的には内政改革の知識を摂取するために隋との通交を開始している（600年）。特に608年9月に留学した高向玄理・旻・南淵請安らは645年の大化改新からの諸制度改革に大きな役割を果たすことになる。

645年6月、中大兄皇子・中臣鎌子（藤原鎌足）らを中心とする勢力は、蘇我氏本宗家の蝦夷・入鹿父子を滅ぼし全権を掌握した。これが大化改新と呼ばれる政治改革であり、以降改新政府により唐の制度を模範とした種々の国政改革が行われることになる。この改新政府が目指したものは、天皇を中心とした高度に中央集権化された国家の建設であった。翌646年正月には改新詔が宣布され、改新政治の大綱が示されているが、その施策の根幹は国家による全国の土地・民衆の直接的支配であり、その方法として行政区画の分割と交通施設の整備、戸籍・計帳の調査と作成、税制等が規定されている。そのうち交通施設に関しては、

初修京師、置畿内国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬、及造鈴契、定山河。
と規定されている³⁾。しかし、この「日本書紀」の改新詔の記事には修飾・造作の疑いがかけられ、その時点の記事としてそのまま鵜呑みにすることはできないが⁴⁾大化から壬申の乱（672年）に至る時代には、のちの浄御原令（689年）、大宝令（701年）制定以降の駅制の前段階として、かなり整備された駅制がすでに施かれていたであろうと考えられている⁵⁾。このように駅制は概ね7～8世紀に成立をみたわけであるが、厩牧令では細部にわたって次のように規定されている⁶⁾。

凡諸道須置駅者。每廿里置一駅。（厩牧令 第23-14）

凡諸道置駅馬。大路廿疋。中路十疋。小路五疋。（厩牧令 第23-16）

即ち、諸道（駅路-7道）には30里（約16km）ごとに駅家を設けること、大路の各駅家に駅馬20疋、同じく中路に10疋、小路に5疋の駅馬が常備されていたことになる。ここにいる大路・中路・小路とは、7道をその重要性から区分したものであり、大路は山陽道、中路は東山道・東海道、小路は他の4道である。本研究でとりあげた東山道の規格が山陽道に次ぐ中路として規定されたのは、東国以東の蝦夷に対する備えからであ



図-1 東山道の概略図

（豊田武・児玉幸多編「交通史」、藤岡謙二郎編
「古代日本の交通史IV」別葉図参照）

ろうと考えられている⁷⁾。

東山道の経路は図-1に示すとおり、近江瀬田駅から美濃国府に至り、信濃国府に向かう途中、美濃国方県駅から分岐し飛騨国府と結び、信濃国府・上野国府・下野国府を経て陸奥国多賀城・出羽国秋田城を結んでいた（秋田城へは陸奥国柴田駅から分岐）。802年以降は、鎮守府が多賀城から胆沢城に移されたことにより、胆沢城（現在の岩手県水沢市）まで東山道は延びていたのである。10世紀中葉成立の「延喜式」には、各国府から都までの行程が記載されているが、それは3・(1)の表-3のとおりである。

3. 東山道の機能

（1）征夷のための軍事的機能

大化改新以降、改新政府にとって東国が重要視されたのは、646年の改新詔宣布を前に国司が発遣されたことでも明らかである。東国諸国に対して改新政府が、他の諸地域に先がけてこのような措置をとったのは、東国は5世紀以来朝廷の直轄地が多く分布した地域であり、国造達は朝廷に対して従順であったからであるが⁸⁾、主たる目的は広大な東国を支配体制に組み込むことによって軍事的・経済的基盤を確保することにあったと思われる。奈良時代初期、すでに東国を支配下に組み入れた中央政府は、その後陸奥・出羽へ勢力圏拡大のための軍事行動を度々行っているが、征夷の兵力のほとんどは東国に依存したのである。東山道の末端である陸奥・出羽の各地に征夷のための拠点である「城」・「柵」が設置され、それが徐々に北上しているのは、そのまま中央政府の勢力圏の拡張を示唆している。図-2は陸奥における「城」・「柵」の位置とその設置年代(文献初見年代)を示したものである。この「城」・「柵」とは、7世紀後半以降対外的防衛を目的として、西日本や東北地方に設置された施設であるが、東北地方の「城」・「柵」は西日本のそれとは幾分目的が異なり、広義にはひとつの行政区画(軍政区的)、狭義には施設そのものを指し、さらに律令的行政政策を遂行する行政府であったと考えられている⁹⁾。つまり、国家の政策に従わない蝦夷に対する征討の軍事基地であると同時に、農地開発を目的とした行政を司る国郡衙としての機能をも有していたのである。国家による蝦夷対策の内容については林陸朗氏の研究に詳述されており¹⁰⁾、それによると征夷に関する軍事行動は凡そ表-1に示すとおりである。このような蝦夷征討は811年をもって終結し、国家に帰服した蝦夷は俘囚と呼ばれ、各地に強制移住させられ、内民化が進められた。しかし俘囚の移住が多かった東国では、9世紀中葉から末期にかけて俘囚の反乱が相次いで起こり、政府はその対策に苦慮することになる。

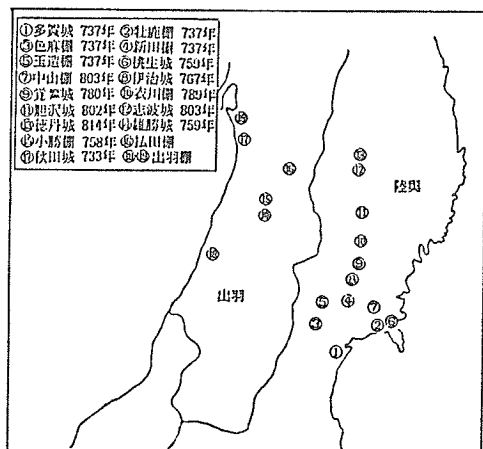


図-2 城柵の位置とその設置年代

(「日本史総覧Ⅰ」新人物往来社刊,「日本歴史大辞典別巻」河出書房刊参照)

年	将 軍 名
709年	巨勢麻呂・佐伯石湯
720年	多治比県守
724年	藤原宇合・小野牛養
737年	大野東人
774年	大伴駿河麻呂
788年	紀古佐美
794年	大伴弟麻呂・坂上田村麻呂
801年	坂上田村麻呂
811年	文麗綿麻呂

表-1 征夷に関する
軍事行動

このように、国家は主に軍事行動によって東北地方をその支配体制の中に組み入れていったが、支配下におくということは、その地域の住民を課税体系に組み込むことであり、その意味では、蝦夷征討はそのまま経済政策でもあったのである。

(2) 調庸輸送路としての東山道

租庸調という税制が規定されたのは646年の改新詔においてである。改新以前の「たちから」・「えたち」・「みつぎ」と呼ばれる税制を斟酌し、唐の制度を模倣して制定され、租は土地の面積に応じて稲穀を課し、庸は労役の代償として物品を、又調は戸口に対して租稲以外の物品を課したものであった¹¹⁾。このうち租は地方の正倉に留めて国衙の経費にあてられ、調庸はすべて京師に輸送され(調は大蔵省、庸は民部省、のちに布などの軽物は太蔵省)中央の財源とされた。調の品目は絹・糸・綿・布・鉄・塩・海藻・魚加工品、庸は布・糸・綿・米・紙・染料・檀などであった¹²⁾。これら調庸の輸送は、もっぱら「調庸の家」から徴用された運脚(官物運搬の脚夫)によって行われ、国司あるいは下級官吏がこれを率いた。東山道諸国の調庸輸送は馬による陸送であったが、駅制によって設置された駅馬の利用は許されていなかった。地方から中央へ

	調	庸	中男作物
近江	二色綾(30疋) 九点羅(2疋) 白絹(10疋) 緑絹(20疋) 帛(130疋) 柳笠(1合) 巾(60口) 酒罎(5合) 櫛(4口) 水筒(48口) 大笠(130口) 深坪(60口) 小笠(160口) 麻苧笠(24口) 自余絹	特恒(33合) 自余米	黄粟(300斤) 紙 胡麻油 賀船 阿米色脂 煮塩年魚
英	白絹(10疋) 緑絹(20疋) 広理(10疋) 帛(300疋) 長絹(100疋) 糸(224疋) 長席(375枚) 毳(2口) 毳(16口) 山加(12口) 巾(27口) 許(80口) 水筒(25合) 深坪(44口) 等窓(14口) 麻苧笠(14口) 片笠(46口) 洗笠(12口) 手白契(4口) 水鉢(25口) 毳(10口) 毳(4口) 油(2口) 大(7口) 有蓋罎(35合) 高笠(17口) 簀(20口) 甘(11口) 白(6口) 清坪(20口) 酒窓(10口) 足下坪(50口) 油坪(30口) 斐坪(60口) 乳戸(40口) 燧(8口) 宮(10口) 後笠(35口) 酒坪(48口) 北太為(5口) 大笠(35口) 明坪(22口) 池山加(1口) 小坪(10口) 自余絹	特恒(34合) 自余米	紙 金漆 胡麻油 花油 煮塩年魚 鯉 鮒
飛騨	(浮浪人は向布)	向布	
信濃	細布(60疋) 縹布(30疋) 縹革(5張) 自余米(但し浮浪人調成は向布)	布	紙 紅花 麻子 芥子 口脂 紅楚割 背脚 趾子
上野	縹帛(50疋) 細帛(50疋) 黄帛(80疋) 縹帛(13疋) 帛(310疋) 細布(50疋) 縹布(15疋) 黄布(30疋) 縹布(35疋) 縹革(15張) 自余布	布	麻(105斤) 細明布 縹 紙 紅花
下野	縹帛(50疋) 細帛(60疋) 黄帛(50疋) 縹帛(25疋) 帛(200疋) 細布(80疋) 縹布(15疋) 縹布(10疋) 自余米	布	麻(105斤) 紙 紅花 麻子 芥子
陸奥	広布(23張) 自余狭布 米 穀	広布(10張) 自余狭布 米	
出羽	狭布 米 穀		

表-2 東山道諸国の調・庸・中男作物
(「日本史総覧Ⅰ」新人物往来社刊 参照)

輸送されたものは、調庸の他に中男作物・年料交易雑物・年料春米等があったが、¹³⁾ここでは東山道諸国の調・庸・中男作物をとりあげ表-2に示す。又、輸送に関する行程やその納付期限も規定されており、前掲の「延喜式」から抜き出すと表-3のとおりである。

このように律令国家の財政を支えたのは租庸調の制度であり、特に地方から中央へ輸送された調庸等の貢納品は国家の経済的安定維持に欠くことのできない財源であった。東国以東の陸送に頼る

ことしかできなかった
諸国の貢納品輸送路としての東山道は、その意味で重要な役割を担っていたのである。

国名	遠近	行程		納付期限	
		上り	下り		
近美	江濃	近国	1日4日	半日2日	10月末日
飛信	驛濃	中中	14日21日	7日10日	11月末日
上下陸出	野野奥羽	遠遠遠遠	29日34日50日47日	14日17日25日24日	12月末日

表-3 京までの行程及び納付期限

(3) 仏教普及路としての東山道

我が国に仏教が公的に伝えられたのは538年説(「元興寺伽藍縁起並流記資材帳」,「上宮聖徳法王帝説」と552年説(「日本書紀」)の2説があるが、欽明朝成立年代等から前者が一般に認められている。¹⁴⁾その後推古朝を迎え、聖徳太子・蘇我氏の厚い庇護を受け、仏教は徐々に古代貴族層を中心に浸透していった。推古朝・奈良時代における仏教は一般に国家仏教といわれる。国家が積極的に仏教を受容しその保護育成に力を注いだのは、国家側からすれば、従来の排他的な民族・部族神を超越する普遍的な法を説く仏教を保護することが、国家統一を維持し促進する上で有効だったのであり、¹⁵⁾さらに、仏教を通じて中国の、より高度な文化や技術を摂取することが目的だったのであろう。国家仏教の特徴のひとつは国家による仏教の統制であり、推古朝の末期にその統制機関の成立を見、大化改新に受け継がれ、壬申の乱の後、律令国家確立の過程において制度化されていった。¹⁶⁾645年8月には、僧尼を検校する十師と呼ばれる僧官と寺田などの寺院財産を管理する法頭と呼ばれる俗官

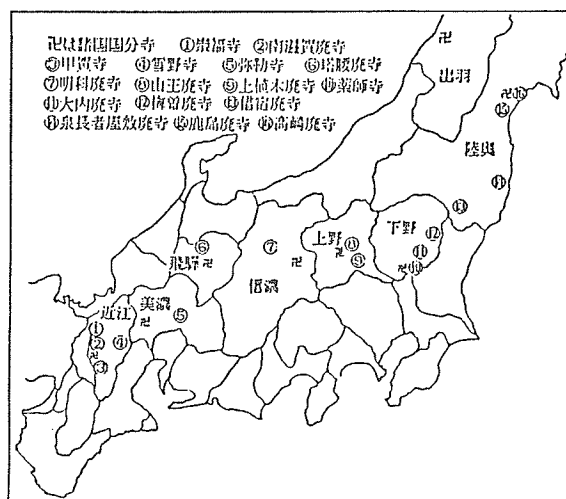


図-3 東山道諸国の古代寺院
(「日本歴史大辞典別巻」河出書房刊参照)

を任命し、又、氏寺の経営を国家が助成するという寺院の官寺化政策がうち出されている。その後 685年3月には、地方における国家の統治機関である諸国の国府ごとに仏舎を造り、金光明経読誦の法会を行うよう詔が出され、以後仏教は国家の政策として地方へ波及していくことになる。741年2月には国分寺創建の詔が出され、ここに国営の地方寺院が創建されることになり、中央から地方へと仏教が普及していくルートがつくられたのである。さらに、諸国の国分寺での仏像・経典の造写の詔や国分寺僧の欠員を当国の僧から補うとされたことは（783年4月）、地方の仏教・芸術・学問・文化が育つ力となったのである¹⁷⁾。このようにして仏教は地方に根をおろしはじめたのであるが、国分寺は国家の平安を祈念する国家鎮護のための寺であり、直接民衆に対して実質的な利益を与えようとするものではなかった。しかし、その創建を契機として地方の民衆にも寺院というものに対する認識を深めさせ、その影響によって他の古代寺院が建立されるようになったのである。東山道諸国における仏教伝播はこのような背景の中で、奈良時代・平安時代初期に東山道を通して行われ、前代からの伝統的文化との重層的関係を保ちつつ寺院が建立されたのである¹⁸⁾。当時の東山道諸国における国分寺・古代寺院は図-3に示すとおりである。このように古代国家にとって、従来の神祇信仰を超越する仏教を摂取しそれを積極的に保護育成することが、民衆を精神的に掌握することになり、それはとりも直さず国家統一の維持・促進のための有効な手だてだったのである。このような精神的支配を目的とした仏教政策は、徐々に関東へと展開されていったのである。

4. 足利のあらまし

下野国は、6世紀中葉に毛野国から分国され、国造の統治の後、645年8月に国司が発遣され、中央の直接的支配下へと組み込まれた。改新詔から浄御原令・大宝令等により駅制が整備され、又、地方行政区画である国・郡・里（715年から郷と改称）も組織され、中央集権的な支配体制が確立された。下野国における郡郷数は「倭名類聚抄」によると9郡70郷であり、沢田吾一氏の推計人口は99,850人である（「古代史総覧1」古代国勢一覧）。現在の足利市域は、そのうちの足利・梁田の2郡であり、足利郡は6郷、梁田郡は3郷の計9郷である。駅家は足利に置かれ、上野国新田駅を経て下野国足利駅に至り、さらに三鴨駅へと通じる経路がとられていた（武蔵国が東山道から東海道へ領域変更された771年以降）。足利郡内における経路は前澤輝政氏の研究によれば図-4のとおりであり、足利郡衙は現在の市の中心部に位置していたと推定

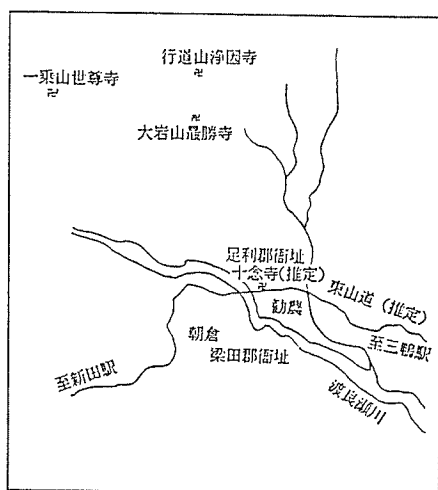


図-4 古代における足利の概要
（「足利の歴史」国書刊行会刊参照）

されている。駅家の位置は現在のところ判然としないが、駅家に必要な水が得られ、駅戸を出す集落が近傍にあることが望ましく、さらに駅制関係の諸施設の管理責任者が郡司であってみればその管理上からも、概ね郡衙の近くにあったものと思われる。駅は駅田・駅稲により運営されていたが、換言すれば、駅周辺にはその運営を可能とするだけの水田が開発されていたわけである。前掲の「倭名類聚抄」による下野国の水田面積は30155町であり、この面積が傾斜15%以下の平地面積に占める比率は19.7%と割合に高く、水田の開発が進んでいたことが知られ、足利郡衙の南部一帯に勸農という地名が残っていた（図-4参照）ことも、その裏付けになると思われる。

下野の地に仏教文化が伝播したのは7世紀中葉と考えられ、本格的に土着したのは8～9世紀にかけてであろうといわれている²¹⁾。8世紀中葉には東大寺の末寺として国ごとに国分寺が創建され、下野国にも国分僧尼寺が建立された。この二寺の瓦は足利市と隣接する佐野市町谷瓦窯を中心に製造されたと考えら

れているが²²⁾、足利市田中町の瓦窯址から出土した鏡瓦は国分寺址出土の鏡瓦の一種類と同大同文様であり、国分寺址からは「足」と刻印された瓦が出土していることから²³⁾、当時足利でも瓦製造が行われていたことが知られる。752年には足利郡土師郷と梁田郡深川郷が東大寺の封戸に指定され、この二郡の租庸調はそれ以降東大寺に送進されているが、950年の東南院文書には、足利郡土師郷一布 222端2丈4尺・米 200石・紙24張、梁田郡深川郷一布 230端2丈6尺・米 200石・紙1880張納めたと記録されている²⁴⁾。足利における寺院は図-4に示すとおり、8世紀以降に浄因寺の前身である堂宇や最勝寺、さらに9世紀初頭には世尊寺が創建されている。国家鎮護さらに人心教化としての仏教は、このように徐々に足利にも浸透していったものであり、それは仏教を受容し得る層が足利にも形成されてきたことを示唆しているものと思われる。

5. むすび

大化改新から平安時代にかけての国家は、中央集権的な統一国家を維持しそれを拡大するための政策として、全国土に画一の税制を施き経済的基盤を固める一方、辺境の地と呼ばれた未開の地域を軍事あるいは鎮撫を用いて、支配体制に組み込んでいった。未開の地域を開拓し支配下におくということは、その地域の住民を課税体系に組み込むことであり、その意味では蝦夷征討は国家による土地開発を目的とした経済政策でもあったのである。又、民衆を精神的に掌握するには、従来の神祇信仰を超越する仏教を、国家宗教として国家が保護し普及することが有効な手段でもあった。従って、都を起点とし坂東から東北へ至る幹線道路であった当時の東山道も、それらの政策に沿った役割を担っていたのである。

今回の報告では東山道の果たした役割を征夷・調庸輸送・仏教普及の3項目に別けて各々述べると共に、東山道の経路に位置した足利の当時の有様について述べた。その結果当時の足利は、調庸や征夷のための武器・兵糧等を含めた国家への収納に対し、その負担に堪え得る生産力が培われつつあったこと、それに関連して、仏教を受容し得る層が形成されていったことなどが、大まかにではあるが知ることができた。しかし、本研究の目的のひとつである東山道による沿道地域への具体的な開発効果については、さらに詳しい検討が必要であり、それは今後に期したいと思う。

参考文献

- 1) 門脇祺二・田辺昭三 「教養人の日本史(1)」社会思想社 1983.4.30
- 2) 前掲1)に同じ
- 3) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注 「日本書紀(下巻)」岩波書店 1965.7.5
- 4) 北山茂夫 「大化の改新」岩波新書 1982.1.10
- 5) 豊田武・児玉幸多編 「体系日本史叢書24 交通史」山川出版社 1982.8.5
- 6) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注 「日本思想大系3 律令」岩波書店 1976.10.20
- 7) 前掲5)に同じ
- 8) 井上光貞 「日本古代国家の研究」岩波書店 1966.2.20
- 9) 平川南 「古代の城柵に関する試論～古代国家と辺境へのアプローチ～」『原始古代社会研究4』収載 校倉書房 1978.2.25
- 10) 林陸朗 「蝦夷対策と東国」『古代の地方史5』収載 朝倉書店 1981.7.1
- 11) 和歌森太郎編 「増訂日本歴史辞典」実業之日本社 1958.6.20
- 12) 豊田武・児玉幸多編 「体系日本史叢書13 流通史1」山川出版社 1982.12.20
- 13) 前掲12)に同じ
- 14) 中村元・笠原一男・金岡秀友 監修・編集 「アジア仏教史 日本編1」株式会社佼成出版社 1976.6.10
- 15) 井上光貞 「日本古代の国家と仏教」岩波書店 1971.8.10
- 16) 前掲8)・15)に同じ
- 17) 井上薫 「奈良朝仏教史の研究」吉川弘文館 1966.7.25
- 18) 鶴岡静夫 「関東古代寺院の研究」株式会社弘文館 1969.12.20
- 19) 前澤輝政 「足利の歴史」国書刊行会 1983.9.30
- 20) 藤岡謙二郎編 「日本古代歴史地理総説 古代編」吉川弘文館 1977.12.10
- 21) 堀静夫 「下野国の古代文化」第一法規出版株式会社 1981.2.25
- 22) 前掲21)に同じ
- 23) 前掲19)に同じ
- 24) 足利市史編纂委員会 「近代足利市史 第一巻」 1977.3.1